

第 36 回伸銅品技術講習会

特別講演資料の演習問題の回答

(一社) 日本伸銅協会
技術部 栗原

1. 規格の種類

Q. 規格の分類方法は全部で 3 種類ある

A. × 規格には様々な分類方法があり、3 種類には限定されない

Q. JIS 規格は日本における地域規格である

A. × 地域規格とは、欧州など幾つかの国で構成された地域で作成されたものを指す。JIS は日本のみで作成されているので、地域規格ではなく国家規格となる。

Q. ISO 規格はデジュール規格と呼ばれるものである

A. ○ デジュール規格とは、標準化団体などの公的機関によって規定された公的規格の総称である。ISO (国際標準化機構) は、世界各国の代表的国家標準化機関の連合であり、公的な組織 (機関) と見なされている。そのため、ISO 規格はデジュール規格の分類に入る。

Q. 日本伸銅協会技術標準 (JCBA) も規格の一種である

A. ○ 一般に世の中で認められている業界や団体で作成された規格は団体規格と呼ばれる。日本伸銅協会も、一応世の中で認められている団体であるので、日本伸銅協会技術標準 (JCBA) は団体規格となる。

2. なるほど ISO

Q. 日本の ISO 会員は日本工業標準調査会である

A. × JIS 法の改正により、日本工業標準調査会は日本産業標準調査会に名称が変更されています。ひっかけ問題でした。

Q. 実際に規格内容を審議するのは ISO 中央事務局である

A. × 規格の作成・審議を行うのは、中央事務局ではなく専門委員会 (TC) です。

Q. 日本伸銅協会は、現在 3 つの専門委員会に参加している

A. × 資料 (P.16) には 3 つの専門委員会しか記載されていませんが、実際は訳あって TC155 (ニッケル及びニッケル合金) の国内審議団体にもなっています。これについては講義の中で説明する予定でした。国内審議団体と国内対策委員会メンバー (TC156) を合わせると、全部で 4 つの専門委員会に関わって (参加して) いることとなります。

Q. ISO 以外にも国際標準化の組織が存在する

A. ○ IEC (国際電気標準会議) や ITU (国際電気通信連合) もメジャーな国際標準化団体となります。

3. なるほど JIS

Q. JIS 原案は誰でも作成できる

A. ○ 産業標準化法（JIS 法）第十二条には、「利害関係人は、主務省令の定めるところにより、原案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。」と記載されています。そのため、利害関係者であれば誰でも原案を作成してよいことになります。ただし、審議や制定の手続き等を考えると、個人で原案を作成することは実質上不可能と思われま

Q. 伸銅品の合金番号は開発者（製造メーカー）が自由に決めることが出来る

A. ○ 合金番号の大きな区分は JIS で規定されておりますが、その範疇であれば自由に番号を設定することが可能です。なお、日本には合金番号の登録制度は無いので、実質上公的な合金番号と見なされるためには、米国の UNS（旧 CDA）に登録するか、欧州の DIN 規格や JIS 規格に登録（記載）されなければなりません。

Q. JIS マークの表示は国から認証をもらわなければならない

A. × JIS マーク表示の認証は、日本品質機構（JAQ）等の民間の第三者登録認証機関からもらいます。登録認証機関になるには、国の審査登録が必要となります。

Q. 国内のメーカーは国内の JIS 認証機関から認証をもらわなければならない

A. × 海外にも国が認めた認証機関は存在し、そこから認証をもらうことは可能です。ただし、国内メーカーが海外の認証機関を使用するケースは稀です。

4. JIS 法改正でここが変わる

Q. 今回の JIS 法改正にて JIS マークも変更された

A. × JIS マークが現在の表示に改正されたのは、平成 16 年（2004 年）の工業標準化法の改正時です。

Q. 鉱工業品だけでなくデータやサービスも JIS の対象となった

A. ○ 今回の JIS 法改正の一つの目玉となっています。既に、国際標準ではこれらも規格の対象とされており、JIS もそれらに合わせた形になっています。

Q. 民間主導の JIS の制定・改正のため、日本産業標準調査会（JISC）はその任を終えた

A. × 民間の認定機関が作成・審議した原案は、JISC を経由せずに直接主務大臣に答申することが可能となりますが、JISC での審議を前提とする従来のスキーム（枠組み）がなくなるわけではありません。

Q. JIS マークの表示違反をした場合、企業と個人の両方が最大 1 億円の罰金となった

A. × 今回の JIS 法改正で、罰金が 1 億円に改定されたのは法人（企業）です。違反者個人に対しては、従来通り罰則（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が適用されます。

以上